

7 東彼教告示第19号

令和 7 年 東彼杵町 教育委員会 規則 第 5 号

東彼杵町スクールバスの設置及び運行管理に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 7 年 12 月 26 日

東彼杵町教育委員会

教育長 山口 厚

東彼杵町スクールバスの設置及び運行管理に関する規則（平成27年教育委員会規則第5号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(運行計画)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 スクールバスの運行は、1台につき、登校時1回、下校時3回までとする。</p> <p>3 使用責任者は、毎月25日までに翌月のスクールバス使用計画_____を作成し、管理者に提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(使用申請)</p> <p>第7条 前条の規定によりスクールバスを使用する者は、年度ごとにスクールバス使用申請書（<u>様式第2号</u>）を使用責任者に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>[削除]</p> <p>(受託者の遵守事項)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 受託者は、前項の事案が発生した場合は、遅滞なく管理者に事故報告書（<u>様式第3号</u>）を提出すること。</p>	<p>(運行計画)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 スクールバスの運行は、1台につき、登校時1回、下校時3回_____とする。</p> <p>3 使用責任者は、毎月25日までに翌月のスクールバス使用計画（<u>様式第2号</u>）を作成し、管理者に提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(使用申請)</p> <p>第7条 前条の規定によりスクールバスを使用する者は、年度ごとにスクールバス使用申請書（<u>様式第3号</u>）を使用責任者に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 管理者は、前項の規定による承認を行った場合は、申請者に対してスクールバス使用許可証（<u>様式第4号</u>）を交付するものとする。</p> <p>(受託者の遵守事項)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 受託者は、前項の事案が発生した場合は、遅滞なく管理者に事故報告書（<u>様式第5号</u>）を提出すること。</p>

様式第1号（第4条第3項関係）

（略）

〔削除〕

様式第2号（第7条第1項関係）

（略）

〔削除〕

様式第3号（第12条第3項関係）

（略）

様式第1号（第4条第3項関係）

（略）

様式第2号（第5条第3項関係）

（略）

様式第3号（第7条第1項関係）

（略）

様式第4号（第7条第3項関係）

（略）

様式第5号（第12条第3項関係）

（略）

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。